

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第2回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年2月10日（木）14時00分～16時07分
- 2 場所 Web 会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、警察庁、総務省

（1）特殊詐欺実行犯が利用する電話転送サービスの実態

番企室：ずさんな本人確認に使用された身分証等の書類の多くは偽造されたものか？

警察庁：そのとおり。偽造されたもの、もしくは、真正なものを何らかの方法で入手し、他人になりすまして使用するケースがほとんど。

KDDI：身分証の偽造の例を見る限り、すぐに判別できそうなものばかりだが、実際に判別しやすいものが使われている例は多いのか？

警察庁：例に挙げたのは特にひどい例であり、全てがこのレベルではない。携帯電話の不正契約に精巧な偽造身分証が使われるのに比べ、転送サービスの契約に使われる身分証は作りが荒い傾向はある。

番企室：2点確認したい。まず、特殊詐欺に関与する事業者の中では一次卸事業者が最も悪いということですか？

2点目、特殊詐欺には発信転送が多く使われるイメージだったが、着信転送も同様に気をつけるべきか？

警察庁：1点目については、そのとおり。

着信転送については、市役所などと偽った電話番号を記載した葉書を送り付けて、それにかけての手口で利用される。発信転送より番号が残りやすく、警察に認知されやすいという事情がある。

（2）電話転送サービスの提供について

質疑なし

（3）日本ユニファイド通信事業者協会の取組と考へ

番企室：電話回線そのものを提供するサービスの卸回数は設置工事を伴うため多くないと思われるが、卸回数が増えるサービスにはどのようなものがあるか？

JUSA：テレビ会議システムの補完として電話回線からもアクセスできる機能を提供するケース、クラウドPBXを作る技術はないが、販路がある事業者に卸すケース、取引条件により自然と卸回数が増えるケースがある。

また、普通のビジネスであれば、多段階の卸提供については、自分が何次卸か把握できないことが多いと思う。

(4) 意見交換

KDDI：この連絡会で対策すべき点はわかったが、対策そのものが難しいと改めて感じた。

不正利用を未然に防ぐことが望ましいが、販売時に不正を見抜くことは難しく、事が起きたときに被害を拡大させないことが重要と考える。禁止事項を定めて速やかに停止すると提案したが、それを行うための仕組みが必要。

ソフトバンク：不正利用をピンポイントで対策できることが望ましい。停止番号の大半は、止めにくい利用約款による契約と思われる。卸のスキームを考えるだけでは不十分ではないか。

また、番号の停止は、キャリアが恣意的にはできない。警察のお墨付きは必要だと思うが、取組を拡大する際にどのような条件とすべきか判断が難しい。

楽天モバイル：大半の事業者がルールを守ろうとしている中で、意識が低く不正利用等が起きることもあると思われるため、不正が起きやすいところを明らかにした上で、事業者や関係機関が協力して啓発を行っていくべき。不正利用をやりにくくすることは大事だと思う。

楽天コム：卸契約の締結時に、卸先事業者から必要な手続や遵守すべき法令について質問されることがある。卸元事業者として説明の義務を果たせるよう、ビデオ講習等の資料があるとよい。

また、疑わしい取引については、分かりづらく、どのレベルまで断るべきか判断が難しい。

消行2課：疑わしい取引の参考事例については、総務省のHP

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000256686.pdf)に掲載しているが、掲載内容については充実化も含めて検討を続けていく。

警察庁：個別に相談してもらえれば、担当者から説明することはできる。

NTT東西：悪意のあると分かった時点で事業者からの申込を拒否することができればいいが、弊社側では判別が難しい。悪意ある事業者の不正利用への対策について、これからも議論できればと思う。AIを活用した特殊詐欺対策のサービスを提供しており、成果のあった事例も参考にしながら、被害防止に向けて検討していきたい。

NTTドコモ：業界全体で取り組むべき課題であると認識。契約締結時の不正防止や、不適正利用が起きた時の対策が重要と思われる。

NTTコム：事業者が不適正利用を個々に見抜くのは難しい。過去に多くの番号利用を停止したことがあるが、警察等からの情報提供が必要だった。警察や総務省との連携が欠かせないと思う。多段階の卸についても、卸元自身では卸先での使用状況を把握しづらいため、連携していきたい。

JUSA：利用停止の判断については、警察の判断が必要と考える。JUSAとしては、不正利用の回線ごと止めるという対策ではなく、電話転送サービスのみを停止するのも有効ではないかと検討している。利用約款で事業用途を禁止することにした場合、利用約款を無視する事業者がいても、提供元が事業用途であるかを判断しにくいことが課題。

TCA：各社からもあったが、まじめな事業者の負担が増えないよう、また、抜け穴が生じないよう検討していければと思う。

警察庁：固定電話番号の利用停止スキームについては、時間をかけて関係者が納得できるスキームを考えた。これからも連携して議論することで、業界全体が良くなると思う。

番企室：NTT東西にお願いがある。利用停止した番号の大半は、利用約款により提供したものであると思うが、どのようなサービスで、自社のユーザーなのかどうかなど、契約の特徴について次回までに可能な範囲で教えて欲しい。また、他社におかれても、利用約款ベースでの効果的なルール策定に資する観点から、こうした特徴・傾向があれば教えてほしい。

以上